

第3章 賛助会員

(賛助会員)

第13条 当法人の目的に賛同し、賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第14条 賛助会員は、当法人の目的を達成するため、理事会が別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 入会金及び会費は、理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会)

第15条 賛助会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して書面にて予告するものとする。

(除名等)

第16条 賛助会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、戒告し、一定の期間賛助会員たる権利を停止し、又は当該賛助会員を除名（以下「除名等」という）することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに除名等の理由を付して通知しなければならない。

- ①当法人の定款又は規則に違反したとき。
- ②当法人の名誉を棄損し、又は当法人の目的に反する行為をし、賛助会員としての義務に違反したとき。
- ③当法人が所有し又は管理する知的財産権を故意に侵害したとき。
- ④その他除名等すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名等が決議されたときは、その賛助会員に対し、通知するものとする。

(賛助会員資格の喪失)

第17条 賛助会員は、次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ①退会したとき。
- ②死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- ③定期に会費を納入せず、当法人による会費の納入に関する督促が3回に達したとき。
- ④除名されたとき。

2 資格を喪失した賛助会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、いかなる場

合にもこれを返還しない。

(賛助会員名簿)

第18条 当法人は、賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した賛助会員名簿を作成する。